

# CHUO SOGO LPC NEWS



弁護士法人 CHUO SOGO LPC  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階  
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2026 夏号

2026年7月発行 第123号



## ご挨拶

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も折り返しを迎えましたが、企業を取り巻く環境は、国際・国内の両面で大きく変化しております。国際面では、地政学的緊張、資源・エネルギー価格の変動、各国の通商政策や金融政策、為替相場の動向など、事業活動に影響を及ぼし得る要素が少なくありません。国内面でも、物価上昇、人手不足、賃上げ、金利環境の変化、事業承継、地域経済の活性化など、企業経営上の重要な課題が山積しております。

一方で、変化の時代は、新たな成長の機会を見出す時代でもあります。AIをはじめとするデジタル技術の進展、脱炭素・GXへの取り組み、資本市場や地域金融の変化、海外市場との結び付きの強まりなど、企業の挑戦を後押しする動きも広がっています。こうした不確実性の高い時代においてこそ、企業の皆様が安心して事業活動に専念できるよう、的確かつ実践的なリーガルサービスを提供することが、私どもの使命であると改めて感じております。

本号では、企業活動に関係の深い制度動向として、本年5月25日に施行された「事業性融資の推進等に関する法律」に基づく企業価値担保権制度、地域金融力強化プランを踏まえた銀行法施行規則等の改正案、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて解説しております。

さらに、令和8年10月1日施行のカスタマーハラスメント対策・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化、ならびに危険運転致死傷罪への数値基準導入を中心とする交通事案の厳罰化の動向についてもご紹介しております。いずれも日々の事業運営やリスク管理に直結する身近な課題ですので、ご参考にしていただければ幸いです。

また、本年4月にシンガポールで開催された国際法律事務所ネットワーク「Globalaw」のAPAC Regional Meeting 2026の参加報告も掲載しております。AI、国際的な人材移動、次世代人材の育成、データ保護、ESGなど、各国の企業法務に共通する課題について議論を深める貴重な機会となりました。クロスボーダー案件においては信頼できる現地専門家との連携が不可欠であり、当事務所としても、こうしたネットワークを積極的に活かしてまいります。

このほか、本号冒頭には、本年3月に急逝された西川昇大弁護士を偲ぶ追悼の辞を掲載しております。西川弁護士は、当事務所での執務に加え、金融庁において金融商品取引法制の重要な制度整備に携わり、我が国の金融資本市場の発展に大きく貢献されました。また、長年にわたり当事務所の国際業務を支えてくださったアダム・ニューハウス弁護士の退所のご挨拶、河野弁護士のご挨拶、河野弁護士のご挨拶、ならびに本年7月より三菱地所株式会社に出向する内田弁護士のご挨拶も併せて掲載しております。

本号が皆様の日々の業務の一助となれば幸いに存じます。今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

## 退所のご挨拶

カリフォルニア州弁護士 アダム・ニューハウス

As I retire from Chuo Sogo after 17 wonderful years, I find myself looking back with great fondness on my very first days with the firm. At the time, I was happily working in the legal department of a company in Kyoto when personal circumstances required me to return to Tokyo. During my interview with Abo Chiyu sensei, he told me that, once hired, I would serve as the "frontman" for all English-language client communications — and that is exactly what came to pass. When I joined, the Tokyo Office had just four or five attorneys and a small support team. Over the years, I have watched with pride as the firm grew steadily. Today, Chuo Sogo Tokyo Office has expanded to 31 lawyers supported by a much larger team. Yet through all that growth, the close-knit, family-style culture that first welcomed me has never changed. It has been truly rewarding to work alongside the exceptional legal talents that Chuo Sogo has nurtured over these years. I am deeply grateful for the opportunities you gave me, the friendships we built, and the trust you consistently placed in me. Thank you for making this journey so meaningful and memorable. I wish you all continued success and every happiness in the years ahead.

皆様と過ごした大切な17年の歳月に終止符を打つにあたり、入所時のことを懐かしく振り返ります。当時、私は京都で企業法務部に勤めていましたが、個人的事情で東京に戻る必要が生じ当事務所の門を叩くと、面接官だった安保智勇先生のお話のとおり、「英語での依頼者対応全般の窓口」として東京事務所に入所したのでした。

開設6年目の東京事務所はまだ弁護士4、5名と事務局数名のこじんまりした事務所でした。それから今日まで、事務所が少しずつ成長していく様子を、うれしく、また誇らしい思いで見守ってまいりました。今やこの中央総合東京事務所は、より大規模な事務局と31名の弁護士を擁するまでになりましたが、それでもなお、私を温かく迎えてくださった当初の、家族的で温かな雰囲気と結束の固さは少しも変わりません。

この17年間、事務所が育んだ素晴らしい法律家の皆さまとご一緒にできて本当に光栄でした。いただいた多くの機会、育まれた友情、変わらぬ信頼、そしてこの道りをこれほど実りある、私にとっての「宝物」にしてくださったことに、改めて深く御礼申し上げます。

皆さまのこれからのますますのご活躍とご多幸を、心よりお祈りしております。

## 留学のご挨拶

弁護士 河野 大悟



弁護士 河野 大悟  
(かわの・だいご)

<学歴>  
大阪市立大学法学部

<経歴>  
2022年4月 最高裁判所司法研修所修了(74期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
企業法務、会社法務、民事法務、家事相続法務、訴訟・紛争解決

この度、弊所の海外留学支援制度を利用して、令和8年7月より、デューク大学ロースクールのLL.M.プログラムに参加させていただくこととなりました。

生成AIの発展により、高精度の翻訳サービスを手軽に利用できる現在、文字ベースでの英語のやりとりにおける障壁は以前と比べて低くなっています。しかしながら、ビジネス上の交渉や法的紛争への対応、あるいは海外の方々との直接の交流においては、異文化への深い理解と十分な語学力の習得は依然として不可欠であり、人と人との関わり的重要性が見直されている現代においては、むしろその重要性は増しているものと考えております。また、生成AIの幻覚(ハルシネーション)に起因する問題は後を絶たず、情報の真実性を自ら確かめる能力は今なお必須です。

デューク大学では、英米法の理解や、英語による調査能力を向上するための科目はもとより、米国でのビジネス実務を重視したプログラムが数多く設けられています。また、世界各国からの留学生や米国のロースクール生、教授・実務家教員との活発な議論の機会も豊富です。こうした恵まれた環境を最大限に活用し、国際法務に関する専門知識と実践的な感覚、そして国際的なマインドセットを身につけてまいりたいと考えております。

LL.M.プログラム修了後は、令和9年7月実施のニューヨーク州司法試験を受験したうえで、海外の法律事務所または企業において約1年間の研修を行う予定であり、弊所への復帰は令和10年夏頃を見込んでおります。

帰国後は、留学での経験を活かし、日本企業の海外進出支援に一層注力するとともに、現在取り組んでいるM&A取引や人事労務案件についても知見をさらに深め、より幅広いリーガルサービスの提供を目指してまいります。

現在ご担当させていただいている案件の依頼者の皆様にはご迷惑をおかけすることとなりますが、このような貴重な機会をいただけたことに深く感謝しつつ、帰国後に皆様へより一層充実したリーガルサービスを提供できるよう、一生懸命研鑽を積んでまいります。

## 出向のご挨拶

弁護士 内田 孝太郎



弁護士 内田 孝太郎  
(うちだ・こうたろう)

<学歴>  
神戸大学法学部  
神戸大学法科大学院

<経歴>  
2023年12月 最高裁判所司法研修所修了(76期)  
大阪弁護士会登録  
2024年1月  
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、会社法務、家事相続法務

この度、三菱地所株式会社に出向させていただくこととなりました。出向期間は、令和8年7月1日より2年間の予定です。出向期間中は、三菱地所株式会社の事業部の一員として、関西における大規模不動産開発プロジェクトに従事する予定です。

出向先では、ファイナンス分野を含め、大規模不動産開発に伴う各種法的論点について、実務に即した専門的知見を深めるとともに、事業部の一員として業務を行う中で、案件形成・推進の各過程における意思決定、関係者間の利害調整、リスク判断の在り方等のビジネス的な視点及び感覚を磨いてまいりたいと考えております。また、大規模不動産開発を進める上で重要となる、許認可や開発に関連する各種制度の利用に向けた行政対応にも携わる予定であり、制度・規制面を含めて、開発プロジェクトの推進に必要な知見を深めるべく真摯に取り組んでまいります。

出向期間中は、クライアントの皆様にご不便をおかけする場面もあろうかと存じますが、当事務所に復帰した際には、出向先で得た知見と経験を活かし、クライアントの皆様のご事業や課題により深く寄り添いながら、より実践的かつ高品質なリーガルサービスを提供できるよう精進してまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

## 追悼の辞 西川昇大弁護士を偲んで

西川 昇大 弁護士



弁護士 中務 正裕・弁護士 浦山 周・弁護士 本行 克哉

令和8年3月11日、病気療養中であった当事務所の西川昇大弁護士が永眠されました。本年1月、金融庁での2年半にわたる任期付公務員としての勤務を終えて当事務所に復帰されたばかりであり、これから再びクライアントの皆様のために存分にご活躍頂けるものと、私どもも本人も心から期待していた矢先の訃報でした。あまりにも突然のお別れに、ただただ言葉を失うばかりです。

西川弁護士は、平成31年1月に当事務所に入所されました。入所以来、金融法務をはじめとする様々な企業法務案件に真摯に取り組まれ、その確かな見識と実直な仕事ぶりにより、クライアントから厚い信頼を寄せられておりました。

令和5年7月からは、任期付公務員として金融庁企画市場局市場課に出向され、2年半にわたり勤務されました。同庁では、主として金融商品取引法の法令等改正業務に従事され、具体的には、①令和5年金融商品取引法等改正に関する政令等の改正、②令和6年金融商品取引法等の改正（投資運用業及び投資運用関係業務受託業に係る法改正）、③上記②に関する政府令の改正、監督指針の制定、パブリックコメントへの対応等、④令和8年金融商品取引法等の改正、といった一連の重要な立法・行政事務を担われました。

中でも、令和6年改正により創設された投資運用関係業務受託業に係る制度設計は、我が国の「資産運用立国実現プラン」を法制面から支える、極めて意義深いものでした。同制度により、投資運用業者がコンプライアンス等のミドル・バックオフィス業務を外部に委託した場合には、その範囲で人的要件が緩和されることとなり、ファンドマネジャーが投資運用業へ参入する際のハードルが大きく引き下げられました。今後、国内外から多くのファンドマネジャーが我が国の資産運用業界に参入し、業界の一層の活性化が見込まれますが、その礎となる制度を法律・政府令・監督指針の文言一つひとつに至るまで精緻に組み上げられた西川弁護士のお仕事は、我が国の金融資本市場の発展に長く資する大きなご功績であると確信しております。

西川弁護士は、何事にも常に真面目に、目の前の仕事に全力を尽くされる方でした。複雑な案件に直面しても決して手を抜くことなく、粘り強く一つひとつの論点に向き合い、ご自身が納得のいくまで検討を重ねられるその姿勢には、後輩のみならず私ども先輩弁護士も学ぶところが多くありました。また、西川弁護士は、所内の懇親会やゴルフコンペといった事務所のイベントにも常に積極的にご参加され、先輩・後輩の別を問わず多くの弁護士と分け隔てなく交流されました。穏やかで誠実なお人柄と気さくな振る舞いから、所内の弁護士・スタッフを問わず広く慕われ、その存在は当事務所にとってかけがえのないものでした。

事務所復帰のご挨拶において、西川弁護士は「金融庁における貴重な経験を活かし、当事務所のクライアントの皆様のために有益なアドバイスができるよう、尽力して参ります」と記しておられました。そのご決意がこれから花開こうとしていた中での、あまりにも早すぎるお別れに、痛恨の念を禁じ得ません。

しかし、西川弁護士が金融庁において築き上げられたお仕事は、これからの我が国の資産運用業界の発展という形で長く生き続けてまいります。

当事務所におきましても、パートナーが出資し、浦山・本行が中心となって、令和7年8月に、投資運用関係業務受託業を営む会社として株式会社レグコンパスを設立し、同年11月には投資運用関係業務受託業の登録を受けております。同社は、まさに西川弁護士が金融庁において制度設計に心血を注がれた投資運用関係業務受託業制度を活用するものであり、その営みを通じて、我が国の資産運用業界の一層の発展に貢献してまいります。

私どもは、西川弁護士の遺志を受け継ぎ、同社の事業と当事務所における日々の職務の双方を通じて、クライアントの皆様、ひいては我が国の金融資本市場のために誠実に力を尽くしていくことを、ここに改めて誓い申し上げます。

西川弁護士、本当にありがとうございました。どうか安らかにお眠りください。

# 企業価値担保権の活用に向けた体制整備と実務上の論点整理

企業価値担保権導入支援プロジェクトチーム

所属弁護士 本行克哉 富川 諒 小宮 俊 秋山絵理子 谷 崇彦

## 第1 はじめに

令和8年5月25日、「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、企業価値担保権制度が正式に始動しました。

企業価値担保権付き融資は、事業者の事業実態、将来性、将来キャッシュフローの見通しを、事業計画等に基づく対話を通じ評価し、融資実行後も継続的な対話と支援を行うことを前提とする融資手法です。

本稿では、金融機関が本融資を導入・運用するにあたり必要となる体制整備と、実務上の主要論点について解説します。なお、本稿の意見にわたる部分は、著者らの個人的見解です。

## 第2 実務運用を見据えた規程・書式・組織体制の整備

企業価値担保権付き融資を円滑に導入・運用するためには、制度趣旨や基本方針を確認するとともに、実際の案件対応において参照できる規程・書式・組織体制を整備しておくことが重要です。

### (1) 規程体系の設計

規程類としては、既存の規程体系や取扱方針に応じて様々な整理が考えられますが、例えば、企業価値担保権付き融資の導入・運用に関するマニュアル又は取扱要領(以下「マニュアル」といいます。)、企業価値担保権に関する信託業務を定める信託規則(以下「信託規則」といいます。)を整備することが考えられます。

### (2) マニュアル

マニュアルでは、企業価値担保権付き融資の案件組成から、審査、契約締結、登記、期中管理、業況悪化時の対応、実行・配当管理に至る一連の業務フローを、一貫通貫で整理することが重要です。特に、営業店、審査部門、法務・コンプライアンス部門、信託財産管理部門、内部監査部門等の各担当者が、どの場面で、どの資料を確認し、どの部署に照会し、どのような社内決裁又は外部手続を行うべきかを把握できるよう、監督指針が求める組織体制も踏まえて、実際に取るべきアクションを明確に定めておく必要があります。

また、マニュアルの策定にあたっては、各金融機関の融資方針、営業方針、リスク許容度、モニタリング能力、既存の規程体系等を踏まえ、金融機関ごとに判断が異なり得る論点についてあらかじめ検討し、その結果を業務運営上の方針として明文化しておくことが求められます。例えば、既存担保・他行融資への対応、重要契約の確認範囲、極度額設定の要否、重複担保権の取扱い、コベナントの設計、財産処分への同意手続、業況悪化時における対応方針等については、金融機関ご

とに判断が分かれ得るため、後述する主要論点も踏まえて、あらかじめ基本的な考え方を整理しておくことが望まれます。

さらに、マニュアルには、実際の案件対応で使用する書式・付属資料を紐づけて整備しておくことも有益です。例えば、信託契約書、貸付特約書、法定説明事項を記載した事前説明書面、契約締結時交付書面、稟議書、チェックリスト、モニタリングシート、財産処分に関する照会・同意書式等を、マニュアルの別紙又は参考様式として整理しておくことが考えられます。これらの書式をあらかじめ準備しておくことで、案件ごとの対応のばらつきを抑え、営業店や本部担当者が必要な確認・説明・記録を漏れなく行うことが可能となります。

### (3) 信託規則

信託規則では、企業価値担保権信託業務に固有の事項を定めることが考えられます。信託規則の整備にあたっては、事業性融資の推進等に関する法律、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令、信託法、信託業法のうち同法により準用される規定その他の関係法令・監督指針を踏まえる必要があります。

具体的には、企業価値担保権信託業務の目的・適用範囲、担当役員及び担当部署、信託財産管理部署、法令等遵守管理部署、内部監査部署の役割分担、信託の引受けに関する行為準則、信託契約締結前の説明及び契約締結時の書面交付、信託財産の分別管理、経理処理、信託帳簿及び財産状況開示資料の作成・保存、帳簿閲覧請求への対応、自己取引等の管理、書類保存、規則の改廃手続等を定めることが考えられます。

なお、企業価値担保権信託業務については、受託者の業務は非裁量的・定例的な業務に限定されており、一般的な信託と比較してその負担は著しく軽減されています。具体的な業務として想定されるのは、主に、①企業価値担保権信託契約締結前の説明(信託業法第25条)、及び契約締結時交付書面の交付(信託業法第26条第1項)、②配当金受領時の分別管理です。①は、予め法定事項を記載した書面を準備しておき、融資時にこれを説明・交付すれば足りるので、特段の負担はないと考えられます。②は、信託口座での配当金の管理<sup>1</sup>及び貸借対照表等の帳簿管理を行うことで、固有財産や他の信託財産との分別管理が可能で、このとおり、受託者として融資実行時及び配当金受領後に一定の業務を行うことが求められますが、その負担は小さく、また、期中においては基本的に信託特有の業務は求められていません。

### 第3 主要論点に対する考え方

企業価値担保権を活用するにあたり検討すべき論点は多岐にわたりますが、以下では、主要な論点をいくつかピックアップして解説します。

#### (1) 担保価値評価の要否

従来の不動産担保を用いた融資では、不動産の価値を限度とする融資が行われがちであり、融資の判断にあたり担保価値が重要な意味を有していました。他方、企業価値担保権付き融資では、事業者の事業計画や将来性を踏まえ、事業の維持発展のために必要かつ十分な融資を行うことが予定されています。そのため、融資の判断において担保価値(企業価値)の評価は不要と整理されます。なお、任意の事業譲渡など出口の場面では、適正な対価算定の観点から、担保価値(企業価値)の評価は重要な意味を持つと考えられます。

#### (2) 極度額設定の要否

企業価値担保権では、極度額の設定は任意であり、債務者が請求した場合には設定が必要とされています。極度額を設定すると追加の資金需要が発生した際に極度額変更の手続が必要となりますので、こうした手続コストを踏まえると、特段の事情がなければ極度額の設定は不要と考えられます。

#### (3) 設定時の確認—既存担保・他行融資・重要契約

企業価値担保権の設定にあたっては、既存担保や他金融機関からの借入状況を確認する必要があります。既存の有担保融資がある場合には、担保対象資産、被担保債権、担保順位、実行時の影響等を確認した上で、リファイナンスや既存金融機関を特定被担保債権者に含めるなどの対応を検討することが考えられます。

また、無担保融資であっても、企業価値担保権の設定が契約違反事由や期限の利益喪失事由に該当する可能性があるため、企業価値担保権の設定が既存の金融取引に与える影響を必要な範囲で確認しておくことが望ましいと考えられます。

なお、その他の取引契約等においても企業価値担保権の設定が契約違反となる可能性はありますが、すべての契約を網羅的に法務レビューすることは現実的でない場合が多いと思われます。そのため、実務的には、原則として表明保証対応にとどめておき、事業継続において特に重要な契約等があれば必要に応じて個別にレビューするといった対応が考えられます。

#### (4) 重複担保権設定の要否

企業価値担保権付き融資が、不動産担保や個人保証に過

度に依存しない事業性融資として位置付けられていることに鑑み、原則として新たな重複担保権は設定しないと整理することが考えられます。

他方、第三者による強制執行等への対応が問題となり得る遊休資産や、処分により事業価値が大きく毀損するおそれのある重要資産については、資産流出防止の観点から、重複担保権の設定の要否の例外として個別に検討する余地があります。もっとも、重要資産の処分については、貸付特約書の非財務制限条項や財産処分に関する同意手続による対応にとどめることも考えられるため、各金融機関において、重複担保権、コベナンツ及び同意手続の役割分担を整理しておくことが望まれます。

#### (5) 期中管理・業況悪化時対応

企業価値担保権付き融資では、融資実行後の期中管理が特に重要です。財務制限条項や非財務制限条項は、単に期限の利益喪失事由を定めるためのものではなく、事業者との継続的な対話を通じて、事業計画の進捗、財務状況の変調、資金繰りの悪化等を早期に把握し、必要な改善支援につなげるためのモニタリング手法として位置付けることが重要です。そのため、財務制限条項や非財務制限条項の設計にあたっては、債務者の業種、事業計画、資金繰りの特性等を踏まえ、実際に事業の変調を把握できる項目を設定するとともに、財務制限条項抵触のおそれがある場合又は抵触した場合の事業者との面談・協議、報告・決裁フローをマニュアル上明確にしておくことが望まれます。

### 第4 終わりに

以上のとおり、企業価値担保権制度の実効的な活用にあたっては、契約書や登記手続を整備するだけでは足りず、基本方針、規程・書式、組織体制、設定時確認、期中管理、業況悪化時対応等を、各金融機関の実情に即して一体的に整備することが重要です。

当事務所では、企業価値担保権の活用に向けた基本方針・規程類の策定支援、契約書・説明書面の整備、セミナー・研修の実施、個別案件のリーガルサポート等を提供しています。企業価値担保権の活用にご関心がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

1 分別管理の観点からは、配当金受領前に、案件毎の信託口座を開設し、当該口座で配当金を管理することが推奨されています。

# 地域金融力強化プランを踏まえた銀行法施行規則等の改正案の概要

弁護士 小宮 俊  
弁護士 谷 崇彦



弁護士 小宮 俊  
(こみや・しゅん)

<学歴>  
慶應義塾大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
弁護士登録(第一東京弁護士会)  
弁護士法人中央総合法律事務所  
入所  
2018年4月~2020年3月  
金融庁監督局総務課 課長補佐  
(法務担当)  
国際監督室、法令等遵守調査室、  
政策課を併任  
2018年4月~2018年7月  
監督局総務課 仮想通貨モニタ  
リングチーム モニタリング管理  
官  
検査局総務課 金融証券検査官  
を併任  
2018年7月~2020年3月  
総合政策局リスク分析総括課  
金融証券検査官を併任  
2018年10月~2020年3月  
総合政策局マネーローンダリング、  
テロ資金供与対策企画室を併任  
2020年4月~2021年3月  
監督局銀行第二課 課長補佐  
(法務担当)  
2021年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所  
復帰

<取扱業務>  
金融規制、コンプライアンス  
訴訟、紛争解決、M&A、一般企業  
法務



弁護士 谷 崇彦  
(たに・たかひこ)

<出身大学>  
立教大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>  
2019年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(72期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所  
入所(東京事務所)  
2022年4月~2023年3月  
金融庁監督局銀行第二課地域金  
融企画室 室長補佐  
2023年4月~2025年3月  
監督局銀行第二課 課長補佐  
(法務担当)  
2024年3月~2025年3月  
総合政策局リスク分析総括課フ  
ィンテック参事官室 室長補佐を  
併任  
2025年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所  
復帰

<取扱業務>  
金融規制、コンプライアンス、企業  
法務、訴訟、紛争解決、一般企業  
法務

## 第1 はじめに

令和7年12月19日、金融庁は「地域金融力強化プラン」を公表しました。同プランは、人口減少・少子高齢化、人手不足、後継者不足等を背景に、地域金融機関が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に向けて、従来型の資金繰り支援にとどまらない役割を果たすことを求めるものです。

これを受けて、令和8年3月13日、銀行法施行規則(以下「施行規則」といいます)及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます)等の改正案が公表されました。今回の改正案は、地域金融機関による資本性資金の供給、事業承継・M&A支援、リース会社の活用、ローントレーディング等に関する規律を見直すものであり、地域金融力強化プランを制度面から具体化するものと位置付けられます。

本稿では、上記改正により何が可能となるのか、また実務上どのような点に留意すべきかを解説します。なお、本稿の意見にわたる部分は、著者らの個人的見解です。

## 第2 投資専門会社の投資対象の拡充

今回の改正において、まず重要なのは、投資専門会社の投資対象が拡充される点です。

第一に、投資専門会社による資金供給先が、株式会社以外の国内の会社その他の団体にも拡大されます。

これにより、国内の合同会社、一般社団法人、一般財団法人、組合型の事業体その他の団体が地域プロジェクトの主体となる場合にも、投資専門会社を通じた資金供給を検討しやすくなります。地域のまちづくり、観光、再生可能エネルギー、農業・食産業、医療・福祉、地域交通等の分野では、株式会社以外の事業体が活用されることも少なくありません。今回の改正は、こうした多様な事業体に対する資金供給の余地を広げるものです。

また、資金供給の方法についても、貸付け、社債取得、新株予約権取得、株式等の取得に加え、信託受益権の取得が明記されています。さらに、民法上の組合契約、商法上の匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約及び外国におけるこれらに類する契約を通じた資金供給も規定されています。

したがって、投資専門会社は、単純な融資又は株式取得に限らず、信託、匿名組合、LPS、

LLPその他のファンド・共同事業型スキームを通じた資金供給を行うことが可能となります。不動産、インフラ、再生可能エネルギー、地域開発等のプロジェクト型案件において、より柔軟な資金供給手段を選択しやすくなる点に実務上の意義があります。

第二に、ベンチャービジネス会社へのクロスオーバー投資が可能となります。改正後の施行規則第17条の2第9項では、新規事業分野開拓会社について、投資専門子会社が議決権を取得した時点では非上場会社であった会社が、その後上場した場合であっても、一定の範囲で引き続き対象会社として取り扱うことができる規定が設けられています。

これにより、非上場のベンチャービジネス会社に対して投資専門会社が出資した後、当該会社が上場した場合であっても、直ちに資金供給の対象から外れるのではなく、上場後も一定の継続的な資金供給を行うことが可能となります。地域発の成長企業について、非上場段階から上場後の成長段階まで、連続的に支援することが可能となる点で重要です。

第三に、事業承継会社について、上場企業であっても資金供給が可能となります。改正後の施行規則第17条の2第6項では、銀行法第16条の2第1項第13号に規定する会社について、原則として上場会社等以外の会社としつつ、施行規則第17条の2第6項第10号の会社、いわゆる事業承継会社については上場会社等を含む旨が規定されています。

地域に本社又は主要拠点を置く上場企業であっても、創業家の承継、親族外承継、MBO、資本政策、事業再編等の課題を抱える場合があります。今回の改正により、こうした上場企業の事業承継局面においても、投資専門会社による資本性資金の供給を検討する余地が広がります。

## 第3 投資専門会社の業務範囲の拡充

次に、投資専門会社の業務範囲が拡充されます。

改正後の施行規則第17条の2第14項2号では、投資専門会社が行うことのできる業務として、他の事業者等の経営に関する相談、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介、その他必要な情報提供及び助言が規定されています。今回の改正では、これらの業務の対象が、改正前の「株式会社」から「国内の会社その他の団体」に改められています。

これにより、投資専門会社は、株式会社以外の事業体に対しても、資金供給に関連して、経営相談、販路紹介、提携先紹介、専門家紹介、事業計画策定支援、資本政策に関する助言等を行いやすくなります。資金供給の対象が株式会社以外に拡大されることに対応して、非金融支援の対象も拡大されるものといえます。

さらに、今回の改正では、投資専門会社の業務範囲にM&A仲介業務が追加されます。改正後の施行規則第17条の2第14項第3号では、同施行規則第17条の3第2項第14号の3に掲げる業務が投資専門会社の業務として追加されています。これにより、投資専門会社は、投資先又は投資見込先に対して、資本金の供給だけでなく、M&A仲介を含む事業承継・成長支援を提供することが可能となります。

例えば、事業承継を予定する企業に対して資金を供給しつつ、承継先又はスポンサー候補の探索、買手・売手のマッチング、M&A実行に向けた支援を行うことが考えられます。また、地域企業が成長戦略として買収を行う場合に、資金供給とM&A支援を組み合わせることも想定されます。

#### 第4 リース会社に係る収入依存度規制の撤廃

今回の改正では、銀行等グループに属するリース会社に係る収入依存度規制も見直されます。施行規則第17条の3第2項第11号は、金融関連業務会社が営むことのできる業務の一つとして、機械類その他の物件を顧客に使用させる業務を定めています。これは、典型的には、機械・設備等を顧客に使用させ、リース料を受け取るファイナンス・リース業務を指します。

改正前は、銀行グループのリース会社について、このファイナンス・リース業務を「主として」行うことが求められていました。そのため、オペレーティング・リースやリース物件に関連するサービス等の周辺業務を拡大する場合には、ファイナンス・リース業務との収入割合に留意する必要がありました。

これに対し、今回の改正では、ファイナンス・リース業務を全く行わない場合を除き、リース会社が銀行子会社として認められることとなります。これにより、銀行グループのリース会社は、オペレーティング・リース、リース物件に関連する保守・管理サービス、設備の売買、設備導入支援等を組み合わせた業務展開を検討しやすくなります。

#### 第5 ロントレーディングの特定取引取扱いの明確化

今回の改正では、ロントレーディング、すなわち貸付債権の売買について、特定取引としての取扱いが明確化されています。

施行規則第13条の6の3第2項第4号は、特定取引の対象となる金銭債権について定めています。改正後は、同号の対象となる金銭債権に「貸付債権」が追加され、貸付債権については外国において取引されるものを含む旨が規定されています。

これにより、銀行がロントレーディングを行う場合に、一定の要件の下で、特定取引として取り扱うことが明確化されます。

貸付債権の売買は、信用リスク管理、ポートフォリオ管理、流動性確保、与信集中リスクの調整、シンジケートローン市場の活用等に関係します。今回の改正により、貸付債権の売買をより機動的に活用する余地が広がると考えられます。

もともと、特定取引として取り扱う場合には、特定取引勘定に係る管理、時価評価、損益管理、リスク管理、内部統制が必要となります。また、貸付債権は、個別債務者の信用リスク、契約条項、譲渡制限、担保・保証、守秘義務等の論点を伴うため、私法上・実務上の確認も不可欠です。

#### 第6 地域活性化事業会社の要件明確化

今回の改正では、地域活性化事業会社に関する要件の明確化及び手続の簡略化も行われています。

監督指針Ⅲ-4-7の注7では、地域活性化事業会社について、施行規則第17条の2第8項第2号及び第17条の7の3第1項第2号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断基準が示されています。

改正後の監督指針では、「事業の再生」又は「地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等が幅広く対象となり得ることが明確化されています。

これにより、地域産業全体の生産性向上、地域資源の活用、観光地の再生、地場産業のサプライチェーン強化、地域交通の維持、中心市街地活性化、官民連携によるまちづくり等について、地域活性化事業会社としての活用可能性を検討しやすくなります。

#### 第7 おわりに

今回の改正は、地域金融力強化プランを踏まえ、地域金融機関が地域企業・地域社会に対して、より多様な手法で支援を行うための制度的な選択肢を広げるものです。

投資専門会社については、株式会社以外の事業体への資金供給、ベンチャービジネス会社へのクロスオーバー投資、上場企業を含む事業承継会社への資金供給、M&A仲介業務の追加により、成長支援、事業承継、地域プロジェクト支援をより柔軟に行うことが可能となります。

また、銀行等グループに属するリース会社に係る収入依存度規制の撤廃により、地域企業の設備投資、DX投資、省力化投資、脱炭素投資等について、リース会社を活用した支援の幅も広がります。さらに、ロントレーディングの特定取引取扱いの明確化や、地域活性化事業会社の要件明確化・手続の簡略化により、地域金融機関が地域企業の資金調達、事業再編、地域課題解決に関与する余地も広がると考えられます。

# 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて

<所属弁護士>

山田晃久 赤崎雄作 高橋瑛輝 松本久美子 半田 昇 峯川弘暉 三村侑意

## 第1 いわゆる3年ごと見直しの経緯

令和4年4月1日に全面施行された個人情報保護法(いわゆる令和2年改正法)は、施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案して見直しをする旨が規定されています(いわゆる3年ごと見直し)。

この規定を踏まえ、個人情報保護委員会では、令和5年11月以降、いわゆる3年毎見直しに向けた検討を開始し、令和6年6月27日には「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が公表され、同年7月29日まで意見募集が実施されるなど、制度改正に向けた検討が進められました。

その後、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」では課徴金制度及び団体による差止請求・被害回復制度に関する検討が行われ、令和6年12月25日には、検討会の報告書が公表されました。

これらを踏まえ、令和8年1月9日に制度改正方針が公表され、同年4月7日には「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下、「改正法案」といいます。)が閣議決定されました。

## 第2 改正法案の内容

今回の改正法案は、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まる一方、違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえたものです。改正内容は、大きく、①適正なデータ利活用の推進、②リスクに適切に対応した規律、③不適正利用等防止、④規律遵守の実効性確保のための規律、の4つの柱に整理されます。

具体的には、適正なデータ利活用の推進(①)として、統計情報等の作成にのみ利用される場合の個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、本人同意を不要とすることが示されたほか、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、一定の場合に本人の同意が不要とされました。

また、リスクに適切に対応した規律(②)として、16歳未満の者に関する法定代理人の関与及び保有個人データの利用停止等請求の要件緩和、特定生体個人情報に関する周知義務及び利用停止等請求の要件緩和、オプトアウト制度に基づく特定生体個人情報の第三者提供の禁止、データ処理等の委託を受けた事業者に関する義務の見直し、漏えい等発生時の本人通知義務の緩和などが挙げられています。

不適正利用等防止(③)として、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報の不適正利用及び不正取得の禁止が示されたほか、オプトアウト制度について提供先の身元及

び利用目的の確認が義務化されることとなりました。

さらに、規律遵守の実効性確保のための規律(④)として、命令の要件の見直し、刑事罰の見直し、課徴金制度の導入も盛り込まれています。

上記概要に掲げられている各改正点はいずれも重要ですが、本稿では、実務上特に関心が高いと思われる課徴金制度、同意規制、子供の情報に関する規律及び特定生体個人情報に関する規律について、概要を紹介いたします。

## 第3 課徴金制度

現行法では、個人情報保護委員会による監督手段として、報告徴収・立入検査のほか、指導・助言、勧告及び命令が定められております。もっとも、現行法上、違反事業者が勧告・命令を受けた後に違反行為を中止すれば、違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することが可能であり、また、現行法の直罰規定(個人情報データベース等不正提供等罪及びこれに係る法人に対する両罰規定)についても、違反行為を抑止する観点からは必ずしも十分でないとの問題がありました。

そこで、改正法案では、経済的誘因のある大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益に相当する額の課徴金の納付を命ずる制度を設けることとされています(改正後第148条の3以下)。

もっとも、課徴金納付命令の対象は、すべての法違反に広く及ぶものではなく、対象範囲は、次の4つの観点から限定されています(改正後第148条の3)。

### ①対象行為

課徴金納付命令の対象となる違反行為は、不適正な利用の禁止違反(違法行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される第三者への提供・当該第三者のための利用)、適正な取得に関する規律違反、第三者提供の制限違反及び統計特例違反(目的外利用、特例に依拠しない第三者提供)に限られます。

### ②主観的要素

課徴金納付命令の対象行為であっても、個人情報取扱事業者が違反を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合は、課徴金納付命令の対象外となります。

### ③個人の権利利益の侵害

個人の権利利益を侵害する程度が大きい場合として政令で定める場合には、課徴金納付命令の対象外となります。

### ④大規模事案

課徴金納付命令は大規模事案に限定する観点から、対象行為に係る本人の数については、千人を超えることが基準とされています。

このように、課徴金制度は、形式的な法違反一般を対象とするのではなく、違反行為の種類、事業者の注意義務違反、本人への具体的な影響及び対象者数の規模を踏まえ、悪質性や抑止の必要性が高い事案に限定して適用される制度として設計されています。

#### 第4 同意規制等

本人同意を中心とする規律の在り方も重要な改正点です。現行法上、個人データの第三者提供や要配慮個人情報の取得等については、原則として本人の同意が必要とされています。しかし、本人の権利利益を害するおそれが少ない取扱いについてまで一律に同意を要求すると、社会的に有用なデータ利活用を阻害する場合があります。

そこで、改正法案では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合には、本人同意を不要とすることが示されています(改正後第30条の2、第31条の3)。この統計情報等の作成には、統計作成等であると整理できるAI開発等も含まれるとされています。

また、目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供についても、本人の意思に反せず、本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合には、本人同意は不要とされたほか、生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性の要件も緩和されました(改正後第18条3項、第20条第2項、第27条第1項)。

このように、改正法案における同意規制の見直しは、本人同意を一律に求めるのではなく、本人の権利利益への影響や取扱いの必要性を踏まえ、社会的に有用なデータ利活用との均衡を図ろうとするものといえます。

#### 第5 子供の情報に関する規律

改正法案では、本人への影響が大きい類型について、リスクに応じた規律を整備することも示されています。まず、子供は心身が発達段階にあり、個人情報の不適切な取扱いによる悪影響を受けやすいことから、16歳未満の者が本人である場合について、同意取得や通知等について法定代理人を対象とすることを明文化したほか、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和しました(改正後第35条第9項、第10項、第40条の2)。また、未成年者の個人情報等の取扱いについて、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設けることとされています(改正後第58条の3)。

このように、子供の個人情報に関する規律は、本人による判断や関与が必ずしも十分に期待できないことを前提に、法定代理人の関与や最善の利益の考慮を通じて、子供の権利利益をより実効的に保護しようとするものといえます。

#### 第6 特定生体個人情報の在り方

特定生体個人情報については、その取扱いに関する一定事項の周知を原則として義務付けられております(改正後第21条の2)。また、本人が識別される特定生体個人情報(保有個人データに含まれるものに限る)は、一定の場合を除き、利用停止等請求又は第三者への提供の停止を請求することができるものとされています(改正後第35条第7項及び第8項)。さらに、特定生体個人情報は、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止することが示されています(改正後第27条第2項)。

特定生体個人情報は、本人が関知しないうちに容易に、かつ大量に入手可能であり、一意性及び不変性が高く、特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するため、取扱いが本人のプライバシー等の侵害につながる可能性があります。また、複数地点に設置されたカメラ等により入手された特定生体個人情報を名寄せに用いることで、本人が関知し得ないまま行動を追跡することも可能とされています。このような特性を踏まえ、透明性を確保した上で、本人関与を強化する方向が示されています。

このように、特定生体個人情報に関する規律は、その取得や利用が本人に認識されにくく、行動追跡にも用いられ得るといふ特性を踏まえ、透明性の確保と本人関与の強化を図るものといえます。

#### 第7 まとめ

今回の3年ごと見直しでは、本人同意規制の見直しによるデータ利活用の促進、子供や特定生体個人情報に関する規律の整備、課徴金制度の導入、命令・罰則の見直しなどが示されました。他方で、団体による差止請求制度及び被害回復制度については、今回の制度的導入が見送られるなど、今後の検討に委ねられた論点もあります。

AIをはじめとするデジタル技術は、社会の在り方や個人情報の利用環境を不可逆的に変えております。個人情報保護法制も、個人の権利利益を適切に保護しながら、社会的に有用なデータ利活用を可能とする制度として、継続的に見直されていく必要があります。

IT法PGでは、今後も個人情報保護法の改正動向を追いかけ、クライアントの皆さまへの情報提供をして参りたいと考えております。

なお、本稿執筆時点において、同改正法案は、令和8年4月7日に第221回特別国会へ提出され、同月21日に衆議院の地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に付託されています。

# カスハラ・求職者等セクハラ対策について

弁護士 半田 昇



弁護士  
半田 昇  
(はんだ・のぼる)

<学歴>  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>  
2022年4月 最高裁判所  
司法研修所修了(74期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>  
人事/労務、一般企業法務、  
金融法務、行政法務

## 第1 はじめに

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるという趣旨で、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」)等の改正法が公布・一部施行されました(令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布)。

かかる改正においては、カスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」といいます。)対策の義務化(労働施策総合推進法)と求職者等に対するセクシュアルハラスメント(以下、「求職者等セクハラ」といいます。)対策の義務化(男女雇用機会均等法)が規定され、これらはいずれも、令和8年10月1日から施行されることとなります。

本稿では、令和8年10月1日から施行される、カスハラ対策及び求職者等セクハラ対策に関する法改正の概要についてご説明いたします。

## 第2 カスハラ対策

### 1 カスハラとは

カスハラとは、職場において行われる顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

内容としては、⑦言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるものと、①手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるものの大きく2つがあります。

前者の一例としては、そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求や、契約等により想定しているサービスを著しく超える要求、対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求などが挙げられます。後者の一例としては、暴行といった身体的な攻撃や、侮辱・暴言・土下座の強要といった精神的な攻撃、継続的・執拗な言動などが挙げられます。

### 2 労働施策総合推進法の改正内容

まず、事業主について、カスハラにより労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必

要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等の言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました(労働施策総合推進法第33条第1項)。

また、事業主について、労働者がかかる相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨が規定されるとともに(同条第2項)、他の事業主から当該他の事業主が講ずる第1項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない旨も規定されました(同条第3項)。

### 3 事業主が行わなければならない措置の具体的な内容

以上に加えて、厚生労働大臣について、上記のような事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることが義務付けられました(同条第4項)。

これを受けて、厚生労働省により、令和8年2月26日に、『事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』が定められました。

同指針では、事業主がカスハラ防止のために講ずべき措置について具体的に規定されており、これにより、事業主は、以下の5つの措置を必ず講じなければなりません。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・ カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
  - ・ カスハラ内容及びあらかじめ定めた対処の内容(管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ等)を、労働者に周知する
- ②相談体制の整備
  - ・ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
  - ・ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

- ③事後の迅速かつ適切な対応
  - ・事実関係を迅速かつ正確に確認する
  - ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
  - ・再発防止に向けた措置を講ずる
- ④対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
  - ・特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する
- ⑤そのほか併せて講ずべき措置
  - ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
  - ・相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

### 第3 求職者等セクハラ対策

#### 1 求職者等セクハラとは

求職者等セクハラとは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

ここでの求職活動とは、採用面接・就職説明会への参加のみならず、インターンシップへの参加、教育実習や看護実習といった実習の受講も含まれるほか、SNS等のオンラインを介したもやオンライン上で行われるものも含まれます。

性的な言動としては、㊦性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するといった性的な内容の発言と、㊧性的関係の強要、必要なく身体に触る、わいせつな図画の配布といった性的な行動があります。

#### 2 男女雇用機会均等法の改正内容

まず、事業主について、求職者等セクハラにより当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました(男女雇用機会均等法第13条第1項)。

また、事業主について、労働者が事業主による求職者等からの前項の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨が規定されました(同条第2項)。

#### 3 事業主が行わなければならない措置の具体的な内容

以上に加えて、厚生労働大臣について、上記のような事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることが義務付けられました(同条第3項)。

これを受けて、厚生労働省により、令和8年2月26日に、『事

業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』が定められました。

同指針では、事業主が求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置について具体的に規定されており、これにより、事業主は、以下の4つの措置を必ず講じなければなりません。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
  - ・求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
  - ・求職活動等に関するルール(面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類等の指定等、面談等を行う際の規則など)をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する
- ②相談体制の整備
  - ・相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
  - ・相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする(人事担当者以外を相談窓口担当者とすることも考えられる)
- ③事後の迅速かつ適切な対応
  - ・事実関係を迅速かつ正確に確認する
  - ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
  - ・行為者に対する措置を適切に行う
  - ・再発防止に向けた措置を講ずる
- ④そのほか併せて講ずべき措置
  - ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
  - ・労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

### 第4 おわりに

本稿では、令和8年10月1日から施行される、カスハラ対策及び求職者等セクハラ対策に関する法改正の概要についてご説明いたしました。

最後に宣伝をさせて下さい。私の所属する人事労務PGでは、人事労務に関するセミナーを実施しており、今回は、①7月9日(木)午後4時～午後6時、②7月16日(木)午後6時～午後8時に、私が講師となって、問題社員対応をテーマに実施させて頂く予定です。ご興味のある方はぜひご参加頂けますと幸いです。詳細については当事務所HPに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。



弁護士

田中 幸佑  
(たなか こうすけ)

<出身大学>  
岡山大学法学部卒業  
大阪市立大学法科大学院修了

<主な経歴・役職>  
2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)  
東京地方検察庁検事  
2013年4月～  
大阪地方検察庁検事、名古屋地  
方検察庁検事など  
2020年7月  
福岡地方検察庁飯塚支部長  
兼直方支部長  
2022年4月  
神戸地方検察庁検事  
2023年2月  
大阪弁護士会登録(弁護士法  
人中央総合法律事務所入所)  
2023年4月～  
大阪府貝塚市立学校いじめ対  
策審議会会長  
2024年4月～  
大阪公立大学法学部非常勤講師  
近畿弁護士連合会犯罪被害  
者支援連絡協議会委員

<取扱業務>  
コンプライアンス、  
危機管理、不正調査、  
不祥事対応、企業刑事事件等

# 交通事故における厳罰化傾向(危険運転致死傷罪への数値基準導入)について

弁護士 田中 幸佑

## 第1 はじめに

危険運転致死傷罪について、新たに数値基準を導入する法改正がなされる見込みです。

重大な交通事故が発生したときに、「裁判所が危険運転致死傷罪を認定」、「遺族が危険運転致死罪への訴因変更を求める署名活動」などといった報道がなされることがあります。記憶に新しいところでは、平成29年(2017年)に東名高速でのとおり運転行為の結果夫婦2名が死亡した東名とおり運転事故に危険運転致死傷罪が適用された事例があります(今年1月に最高裁決定が出て確定)。

これまで、当事務所ニュースにおいて、自転車による飲酒運転の厳罰化や、青切符制度の導入など、交通関係を巡る法改正についてご紹介しましたが、いずれも、処罰の範囲を広げたり、罰則が重くなったりする、厳罰化方向での法改正がなされています。

危険運転致死傷罪への数値基準の導入も、刑罰の重い危険運転致死傷罪が成立する範囲を明確にし、悪質な事案を適正に処罰することを目的とした改正です。

普段、犯罪とは無縁な人であっても、交通事故に関しては、誰でもいつでも被疑者にも被害者にもなり得るものといえ、決して無縁なものではありません。

本稿では、交通事故の厳罰化傾向の経緯や、法改正によって危険運転致死傷罪がどう変わるのかについて概説いたします。

## 第2 交通事故に関する刑事罰の歴史

1 ご存知のとおり、交通関係では、交通違反があれば刑事責任を問われる場合があります。飲酒運転や無免許運転などは、事故を起こしてなくても道路交通法違反として刑罰の対象となります。

人身事故を起こした場合には、自動車を運転して被害者を死亡させたり傷害を負わせたりしたことについても、刑事責任を問われます。

2 かつて、自動車の交通事故は、刑法上の業務上過失致死傷罪(5年以下の拘禁刑又は100万

円以下の罰金)によって処罰されていました。業務上過失致死傷罪とは、簡単に言うと、業務上必要な注意を怠って人を死傷させた場合に成立する犯罪です。

例えば、工場における作業中に機械を操作する業務に従事する者が、機械付近に人がいないことを十分確認せずに機械を作動させて近くにいた人を死傷させたような場合に、業務上過失致死傷罪が成立します。

そして、「業務」は、仕事に限らず、社会生活上反復継続して行う行為をいい、自動車の運転も「業務」に当たると解釈され、交通事故も同罪によって処理されていました。

ところが、上記のとおり同罪の刑罰は5年以下であって、飲酒・無免許や、極めて高速度での運転をして人を死傷させたような重大事故についても、結果に対して重い罪に問われないのは不当であるという声が根強くありました。

3 それを受けて、平成13年、刑法に危険運転致死傷罪が新設されました。アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為等を行い、それによって人を死傷させた場合には、致傷の場合は10年以下、致死の場合は1年以上(15年以下)の懲役という重い刑が科せられることになりました。

その後、平成17年には、刑法改正によって致傷の場合は15年以下に、致死の場合の上限は20年の懲役に引き上げられました。

さらに、平成19年には、危険運転致死傷にはならない自動車事故も厳罰化の対象となり、業務上過失致死傷罪よりも重い自動車運転過失致死傷罪(7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金)が新設されました。

4 このように、交通事故に対する刑事罰に関しては、徐々に厳罰化が進んできているのです。

危険運転致死傷罪についても、悪質な交通事故事案を厳罰に処することを目的として新設されましたが、要件が曖昧であるとか、悪質といえる事故に適用されていないといった理由で批判が続き、制定後も法改正が繰り返されてきました。

### 第3 危険運転致死傷罪について

1 現在、危険運転に関しては致傷で15年以下、致死で1年以上20年以下の拘禁刑という重い刑罰が定められており、10年以上といった長期の実刑判決が下されることもあります(東名あおり運転事故は懲役18年)。一方、危険運転とまでいえない事故は、現在、過失運転致死傷罪として7年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金<sup>1)</sup>の対象です。危険運転致死傷罪は、過失運転致死傷罪と比して非常に重い罰則となっています。

刑事法に関しては、「故意犯」と「過失犯」を区別する考え方があり、過失は故意と比べて責任が重くない(「故意はわざとやっているのだから厳しく非難すべきだが、過失はわざとではないのでそこまで非難できない」という基本的考え方から、過失犯の刑罰は比較的軽くなっています。

実は、危険運転致死傷罪は故意犯です。事故自体はわざと起こしたわけではないとしても、その前提となる危険運転行為(飲酒運転や高速度での運転など)については故意にやっているのだから、それによって、人の死傷という結果を生じさせたのであれば過失犯よりも重く処罰されるべきであり、単純な過失による事故とは区別して、故意犯として重い刑罰の対象となっているわけです。

2 危険運転致死傷の主な類型としては

- ① アルコールや薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる
- ② 進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる
- ③ 赤色信号等を殊更に見逃し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する

行為によって、人を死傷させた場合が挙げられます。

しかし、「正常な運転が困難な状態」や、「進行を制御することが困難な高速度」とは、要件として必ずしも明確でなく、適用されるべきケースに適用されていないという批判が根強くあります。

例えば、令和3年(2021年)に大分市で発生した事故は、加害者が、一般道を時速194キロで走行して死亡事故を起こしましたが、検察は当初危険運転を適用せずに過失運転致死罪で起訴し、その後、遺族の署名活動も経て危険運転致死罪に変更したというケースがありました。この事故の裁判では、一審の大分地裁は危険運転致死罪の成立を認めて懲役8年としましたが、福岡高裁は危険運転致死罪の成立を否定して懲役4年6月とされ、その後検察が最高裁に上告しました。

常識的に考えれば、一般道を時速200キロ近い速度で走行すること自体が、上記②に当たると言えそうですが、例えば

他に車両のいない直線道路であるような場合には、単に高速度を出すことだけで「進行を制御することが困難とまではいえないのではないか」といったような検討がなされ、適用が見送られたり、裁判所の判断が分かれたりすることがあります。

3 このように、運転行為の悪質さや事故結果の重大さを十分に反映できないとして制定された危険運転致死傷罪ですが、それでもなお、上記大分の事故のように適用されるべき事件に適用されていないという批判が継続的に向けられていました。そのような声を受けて法改正が検討され、今般、一定の数値基準を満たせば危険運転行為に該当するとして要件を明確化する法改正が行われる見込みとなったわけです。これにより、基本的に危険運転致死傷罪の適用範囲は拡大されるといえます。

まず、上記①の類型に関して、これまでは相当量の飲酒によって酩酊状態であっても、例えば「事故直後の検査で直立歩行はできていた」場合には「正常な運転が困難な状態であったとまではいえない」とされ危険運転致死傷罪が適用されなかったケースがありましたが、法改正案では、呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上のアルコール濃度が認められれば、①に当たるとされます。

また、上記②の類型に関して、最高速度60km/h以下の道路では50km/h超過、最高速度が60km/h超の道路では60km/h超過の場合、危険運転行為とされることになります。最高速度60km/hの一般道路では110km/hで危険運転とされることになるので、上記大分の事例のような事故は当然に危険運転致死罪の適用対象となるわけです。

なお、これらの数値に満たない場合には危険運転にならないということでは決してなく、数値に満たなくても①や②に当たるとして危険運転となる場合があります。

### 第4 運転上の注意点

以上、交通事故を起こしたときの刑事罰や、危険運転致死傷罪の適用対象拡大について概説しました。

交通事故や交通違反に対しては明らかに厳罰化傾向にあるといえますし、危険運転致死傷罪は故意犯として交通事故の中でも特に厳罰に処せられる重大な犯罪です。

犯罪とは無縁な日常生活を送っていても、つい速度を出しすぎたり飲酒運転したりして死亡事故を起こせば、最大で拘禁刑20年という重大な犯罪の適用対象となる可能性があるわけですから、車の運転には十分に注意する必要があります。

<sup>1)</sup> 例えば平成31年(2019年)に母子2名が死亡した池袋暴走事故に関して、加害者は過失運転致死罪に問われ、検察は法定刑の上限である禁錮7年を求刑し、東京地裁は禁錮5年の実刑判決を言い渡しました。

# Globalaw APAC Regional Meeting 2026参加報告(シンガポール)

弁護士 赤崎雄作  
弁護士 大口敬

当事務所が加盟する国際的な法律事務所ネットワーク「Globalaw」のAPAC Regional Meeting 2026が、2026年4月15日から18日にかけて、シンガポールのThe Capitol Kempinski Hotel Singaporeにおいて開催されました。Globalawは、世界各国の独立した法律事務所により構成され、各国・地域の法制度や実務に精通した弁護士が連携することにより、クロスボーダー案件において迅速かつ実践的なリーガルサービスを提供することを目的とするネットワークです。

今回の会議のテーマは、「The Future of Legal Practice in APAC: Trends, Technology & the Next Generation Workforce」でした。APAC地域における法律実務の将来、テクノロジーの進展、次世代人材の育成等、現在の企業法務において重要性を増しているテーマについて、各国の弁護士・専門家による活発な議論が行われました。当事務所からは4名が参加し、各セッションへの出席に加え、「Next Gen Insights Briefing」にも登壇いたしましたので、その概要をご報告いたします。

## 第1 シンガポールでの開催

開催地であるシンガポールは、東南アジアにおける金融、物流、テクノロジー、紛争解決の中心地として発展してきた都市国家です。実際に現地を訪れると、高層ビルが立ち並ぶビジネス街、歴史的建築物、緑豊かな都市空間、そして多様な文化が共存する街並みが近接しており、限られた国土の中に多様な機能が凝縮されていることを実感しました。

会場となったThe Capitol Kempinski Hotel Singaporeは、歴史的建築を活かした格式あるホテルであり、各国から集まった参加者が交流する場としてふさわしい雰囲気を備えていました。初日のWelcome Receptionでは、ホストファームであるシンガポールの法律事務所をはじめ、APAC各国、欧米その他の地域から参加した弁護士のほか、ホストファームと関係性のあるシンガポールの企業担当者も出席のうえ再会や新たな出会いがあり、和やかな雰囲気の中で会議が始まりました。クロスボーダー案件においては、現地法の知識だけでなく、信頼できる現地専門家と迅速に連携できる体制が重要です。その意味で、各国の弁護士と直接顔を合わせて意見交換を行うことは、日常の案件対応にも直結する重要な機会であると改めて感じました。

## 第2 APACにおける法律実務の変化

会議では、シンガポールをAPACへのゲートウェイとして位置づけるセッションを皮切りに、国際的な人材移動、AIと法律実務、生成AIの活用、トークナイゼーション、チームビルディング

グ、Globalawにおけるビジネス連携など、多岐にわたるテーマが取り上げられました。

「Talent Mobility in APAC: Immigration, Global Workforce & Cross Border Strategy」のパネルでは、APAC地域における人材移動、移民法制、リモートワーク、国境を越えた人員配置について議論が行われました。企業活動が国際化する中で、どの国・地域に人材を配置するか、どのような就労資格や滞在資格が必要となるか、現地雇用・出向・業務委託等の形態をどのように設計するかは、実務上ますます重要になっています。

特に印象的だったのは、人材移動の問題が、単なるビザや入国管理の問題にとどまらず、雇用契約、税務、社会保障、個人情報保護、リモートワーク規程等にも関わる複合的な課題として整理されていた点です。例えば、海外拠点への駐在や出向では、就労資格の取得だけでなく、雇用主の所在、給与負担、指揮命令関係、税務上の居住性、社会保険の取扱いなどを一体的に検討する必要があります。また、リモートワークの普及により、従業員が会社の想定とは異なる国・地域から勤務するケースも増えており、これに伴う入国管理、労務、税務、情報管理上のリスクへの対応も重要になっています。

さらに、APAC地域では、国ごとに法制度や行政実務が異なるだけでなく、同一国内でも都市や地域によって必要書類や処理期間に差異が生じる場合があります。製造拠点の分散やChina+1の動きに伴い、複数国に短期間で技術者や管理職を派遣するニーズも高まっており、現地当局への事前説明、招待状等の準備、入国時の対応、緊急時のサポート体制など、実務運用面での備えも重要です。

海外進出、海外子会社管理、駐在員・出向者対応、クロスボーダーM&A後の人員配置などの場面において、各国の専門家と連携しながら、制度面・実務面の双方から助言を行うことの重要性を再認識しました。



プログラムに登壇した中務正裕弁護士と赤崎雄作弁護士

### 第3 AI時代における弁護士の役割

今回の会議では、AIと法律実務に関するテーマも大きく取り上げられました。「Beyond Algorithms: The Role of Lawyers in the Age of AI」では、AIの進展が法律事務所ビジネスモデル、若手弁護士のキャリア形成、業務の進め方に与える影響について議論が行われました。また、「Incorporating Generative AI in Legal Practice」のセッションでは、生成AIを法律実務にどのように取り入れるかについて、より実践的な観点から意見交換が行われました。

AIは、契約書レビュー、法令・判例調査、文書作成、デューデリジェンス、社内ナレッジ管理など、法律実務の多くの場面で活用が期待されています。実際に、規制対応のチェックリスト更新、契約書の条項抽出やリスク評価、先例・ノウハウを活用した社内検索、プロボノ活動における相談対応支援など、具体的な活用例も紹介されました。

他方で、生成AIには、いわゆるハルシネーション、法的表現の誤解、最新法令・判例への対応の限界、否定文や条件付き条項の読み違いなどのリスクがあります。また、機密情報や個人情報の取扱い、著作権、依頼者に対する説明責任、弁護士としての最終判断の所在など、導入にあたって慎重に検討すべき課題も少なくありません。そのため、AIを導入するには、利用場面を明確化し、出力結果を弁護士が確認する体制、プロセスの文書化、プロンプト設計、管轄ごとの規制や裁判所の指針に沿った運用ルールの整備が不可欠であることが確認されました。

これらの議論を通じて、AIは弁護士の業務を単純に代替するものではなく、むしろ弁護士に求められる役割を変化させるものであると感じました。定型的な業務についてはAIの活用により効率化が進む一方で、事案の背景を理解し、依頼者の目的を踏まえて論点を整理し、リスクを評価した上で、実務的な解決策を提示するという弁護士の役割は、今後も一層重要になるものと思われます。

### 第4 Next Gen Insights Briefingへの登壇

今回の会議において、当事務所から大口敬弁護士が「Next Gen Insights Briefing」に登壇いたしました。同セッションは、APAC各国の次世代を担う弁護士が、それぞれの国・地域における実務上の課題や今後の法律実務の展望について報告し、意見交換を行いました。

各登壇者からは、台湾における洋上風力・エネルギー分野の動向、APACにおけるサイバーセキュリティ及びデータ保護、マレーシアにおけるM&A・資本市場や成長産業、タイにおける上場企業を中心としたESG対応、香港におけるWeb3・デジタル資産に関する法制度、欧州におけるESG・サステナビリティ及びグリーンウォッシング規制など、幅広いテーマが紹介されました。いずれも、企業活動の国際化やテクノロジーの進展に伴い、企業法務において重要性が高まっている分野です。

大口弁護士からは、日本における若手弁護士の育成環境について、特にハイブリッドワークとAIの普及を踏まえた実務上の変化を紹介しました。法律実務においては、法令や判例に関する知識だけでなく、依頼者の事業や目的を理解し、事案の背景を踏まえて論点を整理し、実務的な解決策を提示する力が重要です。従来、若手弁護士は、案件対応、会議への参加、先輩弁護士との日常的なやり取り、依頼者対応の経験などを通じて、こうした実務感覚を身につけてきました。

近時は、ハイブリッドワークの定着により働き方の柔軟性が高まる一方で、教育・指導やフィードバックの機会をより意識的に設計することが重要になっています。また、AIの活用により、リサーチ、文書作成、契約書レビューなどの業務の効率化が進む中で、若手弁護士には、AIの出力をそのまま利用するのではなく、前提条件、法的正確性、実務上のリスク、依頼者の目的との整合性を検証し、専門家としての判断につなげる力が求められます。

大口弁護士は、テクノロジーを適切に活用しながらも、弁護士としての基礎的な思考力、対話を通じた理解力、依頼者やチームとのコミュニケーション能力を継続的に高めることが、次世代の法律実務において不可欠であると述べました。また、AIを活用した効率化と、人による指導・協働・対話を通じた成長機会とを意識的に両立させることが、今後の弁護士育成における重要な課題であることを共有しました。

同セッションを通じて、法制度や市場環境は国・地域ごとに異なる一方、テクノロジー、ESG、データ、エネルギー、デジタル資産、人材育成といった課題は、各国の企業法務に共通する重要テーマであることを再認識しました。当事務所にとっても、日本の実務と若手弁護士育成に関する問題意識を共有し、各国の弁護士と意見交換を行う貴重な機会となりました。



Next Gen Insights Briefing登壇者(大口弁護士は右から2番目)

### 第5 交流行事とネットワークの深化

会議期間中には、ビジネスセッションのほか、Welcome Reception、Lau Pa Sat(フードマーケット)でのDinner、Gala Dinner、Gardens by the Bayのツアーなど、参加者同士が交流を深める機会も多く設けられていました。各国の法律実務、法律事務所の運営、人材育成、案件対応の工夫などについて、率直な意見交換を行うことができました。

特に、各国の弁護士と直接対話することで、事務所の雰囲気や得意分野、担当者の人柄を知ることができました。クロスボーダー案件では、スピード感をもって信頼できる現地専門家と連携できることが重要であり、そのためには日頃から顔の見える関係を築いておくことが欠かせません。今回の会議は、Globalawのネットワークをより実質的なものとする上で、大変有意義な機会となりました。



Welcome Receptionでの一枚(左端は中務尚子弁護士)

#### ●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 讓二	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗
弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 田中 幸佑	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 小宮 俊
弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純	弁護士 榎本 辰則				
弁護士 中務嗣治郎 (シニアフェellow)	弁護士 岩城 本臣 (シニアフェellow)	弁護士 森 真二 (シニアフェellow)	弁護士 加藤 幸江 (シニアフェellow)			
弁護士 松本久美子	弁護士 秋山絵理子	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)	弁護士 榎淵 陽 (個人情報保護委員会勤務中)	弁護士 加藤 友香
弁護士 小林 優吾 (金庫行動務中)	弁護士 佐藤 諒一	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟 (海外留学中)	弁護士 小川 広将 (金庫行動務中)	弁護士 町田諒一郎 (民間企業勤務中)
弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜 (金庫行動務中)	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 三村 侑意	弁護士 野崎 佐季 (金庫行動務中)	弁護士 龜田孝太郎 (金庫行動務中)	弁護士 中村 優介
弁護士 内田孝太郎 (民間企業勤務中)	弁護士 木村 瑠志	弁護士 森山 雄平	弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝	弁護士 西川 葵	弁護士 達澤縁太郎
弁護士 前多 陸	弁護士 本田 祥馬	弁護士 松浦 拓海	弁護士 深田 美紀	弁護士 阿多 侑子	弁護士 内海 徹哉	弁護士 傍島佑一郎
弁護士 山本 侑樹	弁護士 岡庭 遼岳	弁護士 小野澤祐大	弁護士 小野澤祐大	弁護士 阿多 侑子	弁護士 内海 徹哉	弁護士 傍島佑一郎
			外国法務弁護士 (オランダ・オーストラリア州弁護士)	ロアルド・カルスティアン (カリフォルニア州弁護士)	カワムラフミ 弁護士	客員弁護士 ルシнда・ローマン
					客員弁護士 八木 良一	法務部長 上田 泰豊

### 第6 おわりに

今回のAPAC Regional Meeting 2026は、APAC地域における法律実務の現在地と今後の方向性を把握する貴重な機会となりました。AI、国際的な人材移動、次世代人材の育成、データ保護、ESG、サイバーセキュリティなど、今回取り上げられたテーマはいずれも、今後の企業法務において重要性を増していくものです。

また、大口弁護士が「Next Gen Insights Briefing」に登壇し、日本の実務や問題意識を各国の弁護士と共有できたことは、Globalawにおける当事務所のプレゼンスを高める意味でも有意義であったと考えています。各国の弁護士との議論を通じて得られた知見と人的つながりを、今後のクロスボーダー案件への対応、海外法務情報の収集、クライアントへの助言の質の向上に活かしてまいります。



マリーナの景色を背景に撮影した集合写真